

《 教育のソフト面 》

- a これからの子どもたちに身につけさせたい力(以下生きる力)と小中一貫教育推進の理解

ア これからの時代 (VUCA時代) : 何が起こるか予測しにくい時代・社会

(2030年に向けた日本の教育政策について 文科省)

不安定(Volatility ボラティリティ) 不確実(Uncertainty アンサーティニティ)
複雑性(Complexity コンプレキシティ) 不明確(曖昧)(Ambiguity アンビギュリティ)
・さらに→多様化、グローバル化、ICT化、AI、Society 5.0の到来等・・・。

イ こうした時代を生き抜く力(生きる力)とは

□変化の中でも生きて働く力

- ・「人が誰しも生まれついて持っている自分と社会をより良くしようと願う意志、原動力(エージェンシー)」 文科省エージェンシーの定義
- ・「自律した学習者」としての力 「自分の力を信じ、エージェンシーを発揮しながら、自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出していく力」
- ・多様性を認め合い、協働してよりよいものを創造していく力(共生)
- ・自分で行動を起こした経過・結果に対する責任の力と継続していく力

□次代(昭和村の未来を含む)を担っていける力 共生・協働・創造

- ・例えば、昭和村の産業・経済・文化・歴史等を、多面的・多角的に理解し、情報や事実を分析し、それを活かし他者(村民)と協働して未来を創造する力

ウ 小中一貫教育が望まれる背景・理由(法改正)

- ・教育基本法 平成18年(2006)改正。教育の方針→教育の目標となり具体化。

(教育の目標) (下線は、追加強調された具体的な部分を事務局が付記)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念) (新設)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等) 第四条 (新設)

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

(義務教育) 第五条 (新設)

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(学校教育) 第六条 (新設)

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育) (新設)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに 自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) (新設)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」平成20年(2008)告示
教育基本法改正等で明確になった「生きる力」を育成重視。知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加。道徳教育(2018、2019には教科化)や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成重視。言語活動や体験活動の充実の重視、小中双方の学習指導要領に小中の指導要領が併記。

(上記法改正の下線部の目標を達成させるためには、小学校・中学校を通じ、心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。その実現に向け小学校中学校の教育を一貫して効果的に実施できる新たな学校制度である義務教育学校の認可が望まれました)

改正学校教育法の成立 平成28年(2016)4月施行

第五章の二 義務教育学校 (新設)

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

*教育目標がより具体的に→目標を達成した児童生徒像を明確化・共有化する必要性が高まるとともに、その実現に向けた小中の連携・一貫をより強化することが重要性が

より高まってきました。

* 下線部の資質・能力・態度・心情を適切に養うためには、系統・計画だった継続指導の必要性が高まり、小中9年指導計画の作成が行われ始めた。

エ 児童生徒の「心身の発達の変化」及び「心理的特徴の変容」とその対応

- ・ 小学校高学年段階における子供の身体的発達の早期化が指摘されています。6-3制が導入の昭和20年代前半と比較すると、平成25年の児童生徒の身長伸びや体重の伸びが最も大きい時期は、当時よりも2年程度早まっています。
- ・ 女子の平均初潮年齢についても、昭和初期と比べて2年程度早まるとともに、小学校5～6年生での既潮率が大きく高まるなど、思春期の到来時期が早まっているとの指摘がでています。 下記参考資料：2010（H22）文科省学校保健調査

男子が最も身長が伸びる時期	2010（H22）	①中1	②中2	③小6
	1950（S25）	①高1	②中3	③中2
女子が最も身長が伸びる時期	2010（H22）	①小5	②小6	③小4
	1950（S25）	①高1	②中3	③中2中1

生徒指導面での配慮が必要です。「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思いますか」という自己肯定感や自尊感情に関わる質問に対し、小学校高学年から急に否定的な回答が多くなります。また、不登校や長期欠席も、実際に休み始めた学年を見ると小学校段階からであるケースも相当数あるなど、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは既に小学校4～6年生から生じているという分析に配慮したい。

オ 小中一貫教育の意義

小中一貫教育：小・中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育（文科省の定義）

小学校と中学校の9年間の教育を一体的に行う教育課程のもと、小学校の前期課程・中学校の後期課程において、目指す子ども像を共有し、発達段階にそくして系統的な教育を行います。

子どもたちは小学校から中学校までの9年間の中で、学習を積み上げて成長してきますが、「小学校低学年教員は、中学校での学習や中学校を卒業するときの姿をイメージをもちつつ教育活動を行っているのか。中学校教員は、小学校のどの学年で何をどのように学んで、何につまずいて今の目の前にいる姿となっているのか知った上で指導に当たっているのか」が不安視され、小中一貫教育への要望が高まりました。

「生きる力」を、児童・生徒の発達段階に即して、系統的・計画的・継続的に実施し目標を効果的な実現していけるのが小中一貫教育です。長期的な視野に立って、系統的・計画的・継続的な指導・支援により育成できる資質・能力・態度の育成に効果的な教育です（エージェンシー、自律した学習者の育成（自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す力）、非認知能力の育成、郷土愛の醸成等）